

第 20 号の 3 様式記載要領

- 1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に 1 通を提出すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 ロ若しくはハ（政令第 45 条の 4 において準用する政令第 6 条の 24 第 2 号又は第 3 号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和 2 年旧法」という。）第 292 条第 1 項第 4 号の 5 ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 264 号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和 2 年旧政令」という。）第 45 条の 5 において準用する令和 2 年旧政令第 6 条の 25 第 2 号又は第 3 号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 「予定申告税額 $\left[\frac{6}{\text{①} \times \text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \right] \text{②}$ 」の欄は、当該事業年度開始の日から法第 321 条の 8 第 1 項又は第 2 項に規定する 6 月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、1 月とする。）が 6 以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。
- 9 「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第 2 条第 12 号の 7 に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第 12 号の 6 の 7 に規定する通算親法人をいう。）の事業年度の期間を記載すること。
- 10 「法第 15 条の 4 の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第 15 条の 4 第 1 項又は令和 2 年旧法第 15 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けようとする場合において、第 1 号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

松山市の税率

- (1) 法人税割 令和元年10月1日以後に開始した事業年度分 8.4%
 平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始した事業年度 12.1%
 平成26年9月30日以前に開始した事業年度 14.7%

- (2) 均等割 「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合は、
 「資本金と資本準備金の合計額」が課税標準となります。

資本金等の額	本市従業員総数	税率(年額)
下記の(1)～(4)の法人	—	6万円
1千万円以下の法人	50人以下	6万円
	50人超	14万4千円
1千万円を超え 1億円以下である法人	50人以下	15万6千円
	50人超	18万円
1億円を超え 10億円以下である法人	50人以下	19万2千円
	50人超	48万円
10億円を超え 50億円以下である法人	50人以下	49万2千円
	50人超	210万円
50億円を超える法人	50人以下	49万2千円
	50人超	360万円

- (1) 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、地方税法の規定により均等割を課することができないもの以外のもの。(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものは除く。)
- (2) 人格のない社団等で収益事業を行うもの。
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人。(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人に該当するものを除く。)
- (4) 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの。
 ((1)～(3)に掲げる法人を除く。)